

令和３年第２回訓子府町議会臨時会会議録

○議事日程

令和３年５月７日（金曜日） 午前１１時００分開会

- 第１ 会議録署名議員の指名（２名）
- 第２ 会期の決定
- 第３ 議案第２７号 令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第２号）について
- 第４ 議案第２８号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第５ 議案第２９号 財産の取得について

○出席議員（１０名）

1 番 余 湖 龍 三 君
 3 番 山 田 日出夫 君
 5 番 西 山 由美子 君
 7 番 泉 愉 美 君
 9 番 工 藤 弘 喜 君

2 番 西 森 信 夫 君
 4 番 仁 木 義 人 君
 6 番 須 河 徹 君
 8 番 谷 口 武 彦 君
 10 番 河 端 芳 恵 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	森 谷 清 和 君
総 務 課 長	硯 見 康 之 君
企 画 財 政 課 長	篠 田 康 行 君
町民課長・元気なまちづくり推進室長	坂 井 毅 史 君
福 祉 保 健 課 長	今 田 朝 幸 君
福祉保健課課長補佐	関 口 好 子 君
農 林 商 工 課 長	大 里 孝 生 君
建設課長・上下水道課長	渡 辺 克 人 君
会計管理者・危機管理監	伊 田 彰 君
教育委員会教育長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	高 橋 治 君
子 ども 未 来 課 長	山 本 正 徳 君
社会教育課長・図書館長	山 田 洋 通 君
農業委員会事務局次長	今 田 和 則 君
監 査 委 員	平 塚 晴 康 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 内 啓 伸 君
議 会 事 務 局 係 長	吉 村 章 子 君

◎開会の宣言

○議長（須河 徹君） 皆さま、ご苦労さまです。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和 3 年第 2 回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（須河 徹君） 西森議会運営委員長から本日の議会運営について報告をいただきます。

○議会運営委員長（西森信夫君） それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日の午前 9 時から議会運営委員会を開催いたしまして、令和 3 年第 2 回臨時町議会の運営について協議をいたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案は 3 件であります。

なお、本臨時会については、町長からの行政報告はありませんので、令和 3 年第 2 回臨時町議会招集の挨拶を受けることとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、会期につきましては、本日 1 日間といたします。

また、議事日程につきましては、お手元に配布の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、本臨時会においても、マスクの着用、手指消毒など、感染予防のため、引き続き、取り組むことといたしました。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（須河 徹君） ご苦労さまでした。

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は全議員の出席であります。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

なお、細川農業委員会会長および森下選挙管理委員会委員長から本日欠席する旨の報告がありました。

◎諸般の報告

○議長（須河 徹君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（山内啓伸君） 本臨時会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております議件につきましては、議案が 3 件でございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により議長において、1番、余湖龍三君、2番、西森信夫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定しました。

◎町長挨拶

○議長（須河 徹君） ここで本臨時会招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本臨時会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第2回の臨時町議会を招集申し上げましたところ全員のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症につきましては、国は4月23日に1都2県2府1県に緊急事態宣言を発出しました。

また、蔓延防止等重点措置も七つの県で実施されており、北海道においても札幌市内における感染を徹底して抑え込み、全道への拡大を防ぐため、警戒ステージ4相当の強い措置を講じておりましたが、札幌市内で感染拡大に歯止めがかからないことから、5日の対策本部会議において、札幌市を対象地域として、蔓延防止等重点措置要請を適用するよう国に要請することを決定しました。

札幌市では、医療体制が危機的な状況にあるとして、北海道、医師会、医療関係団体とともに札幌市医療非常事態宣言を発出するなど、非常に憂慮される状況となっており、

従来株よりも重症化率の高い変異株が全国に拡大してきていること。国民に広がる自粛疲れとコロナ慣れなどにより、各施策の効果が不十分となってきた問題など、さまざまな問題が山積してきておりますが、高齢者向けの新型コロナウイルスワクチン接種も始まってきており、全国の自治体が今が正念場との意識を持って対応しているところでございます。

本町におきましても、ワクチン接種事業に携わる医療従事者の方のワクチン接種は既に

終了し、来週には救急医療に関わる消防職員の接種も終え、いよいよ5月16日から高齢者の皆さんへのワクチン接種も開始いたします。町民の皆さんには非常事態宣言や蔓延防止等重点措置への地域に2日以上滞在された方はPCR検査キットの無料配布をしております。

厳しい状況下にありますので、非常に残念ではございますが、今年度のふるさとまつりの中止が実行委員会で決定されたところでございます。今後もふるさとまつりの代わりとなる感染防止対策を徹底した町民向けのイベントの開催についても関係機関等と協議してまいります。

いずれにいたしましても、失われた日常を取り戻すために今が正念場の意識を持ち、今一度感染予防対策に万全を期してまいりたいと考えております。

それでは、臨時町議会に提案しております議案などの概要を申し述べましてご理解を賜りたいと思います。

まず、一般会計の補正予算については、新型コロナウイルス感染防止対策のために組まれた国の令和2年第3次補正予算を財源としたもののうち、第1回臨時町議会で緊急的に補正予算を計上させていただいたもの以外の特に各施設における新型コロナウイルス感染防止のための設備整備関連予算を提案させていただくことに、歳入歳出それぞれ2,042万8千円を追加提案させていただいております。

次に、条例の制定につきましては、町税条例等の一部を改正する条例の1本を提案させていただきます。

次に、財産の取得につきましては、除雪専用車の取得1件を提案させていただいております。

以上、議案3件の提案をさせていただいておりますが、議案の詳細につきましては、各担当課長等から説明しますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。本臨時町議会招集のご挨拶といたします。

◎議案第27号、議案第28号、議案第29号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第3、議案第27号、日程第4、議案第28号、日程第5、議案第29号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第27号 令和3年度訓子府町一般会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） それでは、議案第27号 令和3年度訓子府町一般会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。

まず、第1条では、歳入歳出それぞれ2,042万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ51億2,282万2千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりであります。これにつきましてはご覧いただくこととし、この後3ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは、早速、事項別明細書の説明をさせていただきますが、歳出を中心に行い、最

後に歳入の説明をしたいと思います。

まず、歳出の４ページをお開きください。

２款、１項、１目、一般管理費の事業区分、情報管理事業の需用費の消耗品費では、新型コロナウイルス感染予防を目的として会議等で密になる状態を防ぐため、インターネットによるオンライン会議の開催が増えていることから、その環境に対応するため、可動式WEBカメラ１台、スピーカーフォン１１台、無線LAN中継器２台の他にウイルスソフト、接続ケーブルなどを購入するために３９万８千円を追加。

備品購入費では、端末機器を整備するため、ノートパソコン９台、タブレット１台、カラーレーザープリンタ１台、モニター１台などを購入するため事務用備品として１８３万円を追加。

その下の表の３款、２項、４目、児童センター費の事業区分、児童センター運営事業の備品購入費では、児童センター施設内での感染症予防を図るため、加湿空気清浄機１台、１人掛け学習用座卓５卓を購入するため、施設用備品として２９万３千円を計上。

その下の５目、子育て支援センター費の事業区分、子育て支援センター運営事業の備品購入費につきましても感染予防を目的に加湿空気清浄機１台を購入するため、施設用備品として１０万８千円を計上。

その下の事業区分、子育て支援センター維持管理事業の備品購入費では、感染症予防のため室内の換気を従来よりも頻繁に行うことから、夏季の高温時の換気後、急速に室温を下げることで熱中症を予防するためエアコン１台を設置することから、施設用備品として３３万円を計上。

次のページの上の表の９款、１項、３目、災害対策費の事業区分、防災対策事業の需用費の消耗品費では、避難所での人と人との距離が保てるよう、容易に設置できる簡易テント５０張り、空気注入式エアマット５０枚を整備するため避難所用備蓄品として１２３万４千円を追加。

その下の表の１０款、２項、１目、学校管理費の事業区分、学校一般管理事業では、学校図書館システム整備事業として、町図書館と各小学校図書館とのシステムネットワークを構築し、学校図書館の利用率向上ならびに町図書館との効率的な蔵書管理を図るため、需用費の消耗品費では、蔵書に張り付けるバーコードラベル保護シール、ロールシートを購入するため５万４千円を追加。

印刷製本費では、バーコードラベルを購入することから１０万１千円を追加。

委託料では、２校分の学校図書館システム導入設定業務委託料１５２万３千円を計上。

備品購入費では、学校図書館システム導入に伴う、パソコンおよびプリンター一式で１１万９千円。また、学校用図書館システム整備事業とは別に感染予防対策として、加湿空気清浄機を２３台および大人数が集まる集会等による密を避けるため、集会等を各教室で実施できるよう、大型モニター４台を購入、合わせて２９９万円。備品全体で合わせまして４１万８千円の追加となっております。

その下の事業区分、学校維持管理事業の需用費の消耗品費では、訓子府小学校の網戸代として２万９千円を追加。

工事請負費では、感染症予防対策のため、手洗い場の自動センサーを訓子府小学校１４か所、居武士小学校１０か所、居武士小学校の男子トイレ小便器自動センサーを１０か所

設置することから２１２万７千円を計上。

備品購入費として、小学校体育館のストーブが老朽化に伴い不具合が生じ換気による温度調整に支障が生じておりますことから２台更新するため、施設用備品として１３４万円を追加。

次のページの１０款、３項、１目、学校管理費の事業区分、学校一般管理事業の需用費、消耗品費では、先ほど小学校費でも説明いたしました学校図書館システムを中学校にも導入することに伴い、バーコードラベル保護シール、ロールシートを購入することから３万８千円を追加。

印刷製本費では、バーコードラベルを購入することから５万４千円を追加。

委託料では、学校図書館システム導入設定業務委託料としまして７６万２千円を計上。

備品購入費では、学校図書館システム導入に伴う、パソコンおよびプリンター一式５万６千円のほか、加湿空気清浄機を６台および大人数が集まる集会等による密を避けるため、集会を各教室で実施できるよう、大型モニター６台、液晶プロジェクター１台を購入することとし、２１２万２千円を。備品購入費全体で２７１万８千円を追加。

その下の事業区分、学校維持管理事業の工事請負費では、手洗い場の自動センサーを１６か所設置することから１０５万６千円を計上。

その下の１０款、４項、１目、こども園費の事業区分、こども園運営事業の備品購入費では、感染予防を目的に、加湿空気清浄機７台とスポットクーラーを５台購入するため施設用備品として１１２万４千円を計上。

次のページの１０款、５項、１目、社会教育総務費の事業区分、社会教育推進事業の備品購入費では、日ノ出ふれあいセンターを拠点として活動している「みつばちクラブ」での感染予防対策として加湿空気清浄機１台を購入するため、保育用備品として１０万８千円を計上。

２目、公民館費の事業区分、公民館維持管理事業の需用費の消耗品費では、会議等で飛沫による感染防止を目的に、テーブル間仕切り型のアクリルパーテーション２０枚を購入することから１４万３千円を追加。

その下の表の１０款、６項、２目、体育施設費の事業区分、スポーツセンター維持管理事業の備品購入費では、スポーツセンター利用者の体温測定のため、顔認証式体温測定器１台、トレーニング室での感染予防対策として加湿空気清浄機１台を購入することから施設用備品として３６万１千円を計上。

その下の事業区分、温水プール維持管理事業の備品購入費では、温水プールの利用者の体温測定のため、顔認証式体温測定器１台を購入することから施設用備品として２５万３千円を計上。

次に、３ページに戻りまして、歳入になります。

一番上の表の１４款、２項、１目、総務費国庫補助金では、町独自の新型コロナウイルス対策事業の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金２，０４２万８千円を追加となっております。

最後に、別に配布の資料１につきましては、今回の補正に伴う投資的事業の資料となっておりますので後ほどご覧ください。

以上、令和３年度訓子府町一般会計補正予算（第２号）の内容につきまして、説明をさ

せていただきました。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第28号 町税条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書8ページです。

町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） 議案書の8ページをお開き願います。

議案第28号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

町税条例（昭和25年条例第8号）等の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

今回の条例改正につきましては、本年4月1日に地方税法の一部を改正する法律および地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い改正するものでございます。

主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により社会経済活動や生活全般を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、固定資産税の評価替えの負担調整措置等により税額が増加する土地については前年度の税額に据え置く特別な措置や、個人町民税の住宅借入金等控除の申請期間の延長、軽自動車税の種別割の税率の特例の期間の延長のほか、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し、電子申告の推進などの所要の改正をするものでございます。

それでは、記以下について説明させていただきます。

改正条文につきましては、9ページから13ページまで2条立てとなっており、9ページから第1条、12ページから第2条を記載しております。

なお、改正条文につきましては、長文かつ複雑であるため、14ページ以降の町税条例等の一部を改正する条例の概要により、主な改正点について、ご説明させていただきます。

では、14ページをお開きください。

それぞれ項目の表の改正規定の主な内容の下に適用日、それから施行日を記載していますが、この説明については省略をさせていただきます。

それでは、14ページの第1条による改正を説明いたします。

まず、項目1の個人町民税の非課税の範囲（第24条）ですけれども、扶養控除における国外居住親族の取り扱いの見直しにより、個人町民税の非課税の算定の基礎となる扶養親族を規定したものでございます。

項目2、寄附金税額控除（第34条の7）は、特定公益法人等に対する寄附金税額控除の範囲の見直しですが、出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金は除外するという規定です。

それから、項目3、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書については、源泉徴収関係書類の電子提出を推進するため、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止する規定です。

項目4、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書（第36条の3の3）ですけれども、項目1同様、公的年金受給者の非課税限度額等における国外居住親族の取り扱いの見直しの規定でございます。

項目5、個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書（第36条の3の3）ですけれども、こちらも項目3同様、公的年金等受給者の扶養控除申告書の電子提出に係る税

務署長の承認を廃止する規定でございます。

項目 6 の特別徴収税額（第 53 条の 8）ですけれども、個人の町民税の退職所得の規定の整理ですけれども、勤続年数が 5 年以下で役員退職手当等に該当しない者に係る退職手当が一定額以上の場合は軽減措置を適用しないこととする規定でございます。

続きまして、項目 7 の退職所得申告書（第 53 条の 9）は、項目 3 および項目 5 同様、個人の町民税の退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止する規定です。

項目 8、環境性能割の税率（第 81 条の 4）は、軽自動車税の軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たに 2030 年燃費基準の下で税率区分を見直すものです。税率については記載のとおりとなっております。

続いて 15 ページ、項目 9 でございます。個人町民税の所得割の非課税の範囲等（附則第 5 条）ですけれども、項目 1 および項目 4 同様、所得割の非課税の範囲等における国外居住親族の取り扱いの見直しの規定でございます。

項目 10 の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（附則第 6 条）でございますけれども、医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）ですけれども、適用期限を 5 年延長する規定でございます。

項目 11、法附則第 15 条第 2 項第 1 号の条例で定める割合（附則第 10 条の 2）ですけれども、地方税法の改正に伴い固定資産税のわがまち特例の割合の規定について、項ズレを整理する規定となっております。

項目 12 の令和元年度又は令和 2 年度における土地の価格の特例（附則第 11 条の 2）から項目 15 の特別土地保有税課税の特例（附則第 15 条）は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、それぞれ特例期間を 3 年延長するという規定でございます。

続きまして、一番下の項目 16 の軽自動車税の環境性能割の非課税（附則第 15 条の 2）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を考慮しまして、環境性能割の臨時的軽減について、適用期限を 9 か月間延長するという規定でございます。

次に、16 ページの項目 17、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例（附則第 15 条の 2 の 2）は、地方税法の改正に伴う読替規定の追加とそれに伴う項ズレを整理したものでございます。

項目 18 の軽自動車税の種別割の税率の特例（附則第 16 条）は、地方税法の改正に伴う項ズレの整理と軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち 50%軽減および 25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を 2 年延長する規定でございます。

項目 19 の軽自動車税、種別割の賦課徴収の特例（附則第 16 条の 2）については、項目 18 の改正に伴う規定の追加とそれに伴う項ズレの整理をしたものです。

項目 20 の新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等税額控除の特例（附則第 19 条の 10）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により対象期間までに入居できなかった者に対し、住宅借入金等特別控除の特例適用の対象期間を 1 年延長する規定でございます。

続いて下段の第 2 条による改正、町税条例等の一部を改正する条例（令和 2 年条例第 9 号）をご説明させていただきます。

項目 21 の法人の町民税の申告納付（第 48 条）から項目 24 の納期限の延長に係る延滞金の特例（附則第 4 条）は、企業グループをひとつの納税単位として連結納税制度をグ

ループ内の各法人を納税単位とするグループ通算納税制度に移行するため昨年改正していますけども、さらに細かな規定の追加と削除および文言の整理をしたものでございます。

以上、町税条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第29号 財産の取得についての提案理由の説明を求めます。議案書17ページです。

建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 議案第29号 財産の取得について、提案説明を申し上げます。議案書の17ページをご覧ください。

議案第29号 財産の取得について。

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

記としまして、事業名は、除雪専用車更新事業であります。

契約の相手方につきましては、3社による入札の結果、東北海道日野自動車株式会社北見支店 支店長 坂上和年氏で、契約金額は5,687万円でございます。

なお、予定価格につきましては5,999万2,900円でございます。

機種につきましては、日野除雪専用車であります。

型式等は記載のとおり、2DG-HZ5BLPH-GQD、車重は10t級、6×6ということで、6軸6駆動方式、エンジン出力は420馬力でございます。

（A）G1W油圧、これは、Aはアングリングプラウ、Gはトラックグレーダー、1Wはワンウェイ・サイドウイング、油圧式が装着されます。

納期につきましては、令和4年3月10日としております。

以上、議案第29号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 以上で議案第27号、議案第28号、議案第29号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

これより議案第27号、議案第28号、議案第29号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第27号の質疑を行います。議案書1ページ。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

10番、河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 10番、河端です。5ページの教育費、小学校費の中の学校維持管理事業、これはどこに入るのか、ちょっと説明でわからなかったんで、資料いただいている資料1で伺ってもよろしいですか。資料1の中の小学校施設整備事業、新型コロナ対策の中で、それぞれ感染症に対策のための施設整備事業ありますが、その中で訓小の手洗いと自動センサー設置、居小の手洗場等、男子トイレ小便器自動センサー設置とありますが、これ居小だけ男子トイレ小便器自動センサーがありますが、訓小の方はどうなっているのか。そして今回は男子トイレに関してですが、女子トイレの方で整備するようなこ

とは必要なかったのか伺います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、5 ページ、教育、小学校費の学校維持管理事業、小学校費の部分の質問でございますが、居武士小学校に男子トイレの自動センサーがついているが訓子府小学校はどうなのだろうかということと、それから男子トイレの方は対応しているが女子トイレの方はいかがですかという2点のご質問だったかと思います。

まず、1 点目の居武士小学校のセンサーですが、居武士小学校につきましては、男子トイレの小便器が押しボタン式になっております。訓子府小学校につきましては、自動センサーがもう既についておりまして、それによって今回、その対応をしていない居武士小学校の方の男子トイレ10か所ということでの対応でございます。それから男子トイレにつきましては、どうしても接触がしやすいということなんですが、女子につきましてはレバー付きということで、確かに女子のトイレの方には対応していない部分でございますが、小便器だけということなので、大の方は男子の方も付いてはおりませんので、頻繁に多い方を対応させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

2 番、西森信夫君。

○2 番（西森信夫君） 2 番、西森です。この27号の説明を受けて納得はしたんですが、各事業の予算付けの納得はいたしました。ただ、今回、教育関係の備品なり、そういうところに使うんだなというふうに受け止めましたが、2,042万8千円の予算を使うということなんですが、非常に変異株が出てきてオホーツクにも危ない状況になってきている。まだコロナウイルスが蔓延している中でワクチンもまだ接種してない段階で商店街も非常に疲弊しているし、それから今朝のテレビあたりでは、バス会社がもう窮地に迫られている。各自治体の補助金がほしい。それから一般町民へのPCR検査キットがどうなのかという非常にそういう懸念がありますが、今回の9千万ちょっとの予算の中で、前回4千万、今回、2千万、あと3千万円残る訳ですが、今これをやらなきゃならないのか、商店街への補助が先なのか、バス会社の補助が先なのか、そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） ただいま、変異株等が拡大している中で商店街の対策ですとか、そういったものへのPCR検査への対応というようなことのお尋ねがございましたけども、前回の第1回の臨時議会の中で事業者向けのですね、事業継続の応援補助金ですか、こちらの方を措置させていただきました。PCR検査の関係につきましても前回の第1回臨時会の方で補正させていただきました、蔓延している地域等への行かれた方についてはPCR検査をですね、申し出ていただければ、こちらの方で無料で配布して検査を受けていただくというようなことも取り組んでいるところでございますし、広報等でもお知らせしているところでございます。あと商店街等への対応につきましてはですね、今、お尋ねありましたように、今のところ6,100万ぐらいですか大体。残りが3,600万ぐらいありますので、これらについては、そういった今後の情勢を見ながらですね、商店街等を中心とした、そういう経済対策ですとか、それから今後どのような感染が広がるかというようなこともございますので、そういった必要な防止対策が出てくればですね、それに対応

してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

10番、河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 今、説明ありました、最初に町長から報告のありました流行地から帰ったら、2日以上流行地に滞在した場合、帰ったら無料PCRの検査表を無料配布って話出たんですが、今回のこの予算の中にはPCRキットだとか、そういうものは入っていませんか。あと、あくまでもこれ自己申告で流行地というのが刻々変わってますし、それは帰ってきた本人が、町民課なりそこに行けばPCR検査キットを受けられる、その辺どのような仕組みになっているかお願いします。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（硯見康之君） まず1点目のご質問の今回の予算につきましてはPCR検査のキット等は含まれてはおりません。前回、補正させていただきましたPCR検査キットの配布につきましては、一般町民向けにつきましては、緊急事態宣言下にあるところ。それと蔓延防止措置の地域になっているところ。それと北海道でいけば札幌市がそういうような該当になりますので、そちらに2日以上滞在されていて不安を感じている方につきましては、総務課に申し出ていただければ、キットを配布して検査を受けれるというような体制をとっております。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

9番、工藤議員。

○9番（工藤弘喜君） 9番、工藤です。今、提案されていますそれぞれの感染症対策については、基本的には何も反対するものも全然ありませんし、ぜひ強力に進めていただきたいんですが、一つ感じましたのは、例えば4ページでいきますと、民生費、特に、児童福祉費の中の児童センター費、子育て支援センター費、あるいは5ページ、6ページ、小学校費、中学校費の中で、いわゆる感染症対策として、加湿型の空気清浄機というものの設置も、いわゆる備品購入も含めて予算化されていますけれども、そこで働いておられる事務員ならびに職員、あるいは学校の先生方のいわゆる職員室、こういった部分に対する対応というのは必要なかったのかどうか。これがちょっと心配というか、働く環境の問題も含めて、やっぱりどうだったのかなというふうな思いもしますけれども、その辺はいかがなんでしょうか。その1点だけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 今、工藤議員の方から空気清浄機の職員室への配置についてのお尋ねだったと思います。未来課とも合わせてまとめて答えさせていただきます。職員室にも1台、その部屋の規模に応じて設置をさせていただいておりますのでご理解いただきたいと思います。学校もこども園等もです。

○議長（須河 徹君） 9番、工藤弘喜君。

○9番（工藤弘喜君） 質問という訳ではないんですが、今、設置されてるということなんですが、極めてね、行動範囲も広がる、いわゆる大人の世界の範囲でいけば、先生方も含めて、今ある台数も含めて十分なのかどうか。さらに加湿器以外の対応も含めて、何か必要ないのかということも、今回の予算の中では無理であれば、やっぱり変異株の問題

は特に低学年というか低年齢の子どもたちも含めてということも言われていますので、ぜひそういう部分で先生方も安心してやれるようなきめ細かい対応というのはあってもしかるべきかなというふうに思いますので、ぜひそういう部分の検討ももう一度先生方のご意見も伺いながら進めてもらえればありがたいかなというふうに思っていますが、その辺も含めていかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 今、工藤議員からのご意見、質問等もございましたとおり、今後も各学校のご意見を聞きながらですね、感染症の状況に合わせてですね、対応していきたいと思います。先ほどちょっと私言い方がちょっと適切でなかったんですが、今回のこの予算の中で職員室の部分の空気清浄機も購入するというところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

4 番、仁木義人君。

○4 番（仁木義人君） 4 番、仁木です。ページ、5 ページ、小学校費の管理費の部分と、あともう一つ関連がありまして 6 ページの中学校の方の中学校費にも含まれるんですけども、この中の町図書館と学校図書館の一元化のための各小学校のシステムの構築とあったんですけども、学校と町の図書館とのつなぐという部分の一元化という意味はわかったんですけども、具体的な概要といいますか、それをどのようなものになって、そのシステムを取り入れることで、どのような利点があるのかをちょっとお聞きしたかったのをお願いします。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、5 ページ、6 ページにまたぐ小学校費、中学校費の学校図書館システムに関する全体的な内容ということのご質問だったかと思います。これにつきましては、まず、基本三つございます。まず学習に活用するということと、それからコロナ対策ということが大きくあるんですが、その中で、まず学校図書館および訓子府町図書館のデータの一元管理。それから学校図書館と町立図書館の相互貸借。それから横断検索、お互い貸し借りをしたりとか検索をするという、ネットワーク上で全部、各小学校、それから町立図書館、四つがつながるというイメージでもっていただきたいと思いますが、そういうことができるということで、四つの図書館、図書室、学校図書館がある中で効率的な蔵書管理、運営、貸し借りができるという、大きく三つの目的で今回行います。現行からどのように変わるかということですが、まず、データの管理につきましては、現在、学校、訓子府小学校はちょっと簡易なシステムもパソコンシステムを入れているんですが、ほとんど書名、著者名、出版社程度のデータしか入っていません。訓子府中学校と居小につきましては手書きの帳簿です。それを書誌データというのをデジタルデータでそういうシステムがございますので、図書館と連携をして膨大なこの本に関するデータを一元管理をすることでできるということです。図書館の統計がシステムでできるということになります。それから資料検索が今まで目視でやっていたやつをデータ上、パソコン上、それから子どもたちのゆくゆくはタブレットでも見れるというような状況になります。それが自校だったり他校だったり町立図書館だったりということであるということです。端末の貸し借り、今、手作業だとか帳簿方式とかでやっているやつを町立図書館と同じよ

うに端末バーコード方式になったりとか、コロナ関係ですが、どうしても帳簿方式だと、休み時間にきて密になったりとか、量がさばけない部分がございますが、ピッピッという、こういう端末、バーコード認識によって短期集中で密にならないようなかたちでできるだけ感染防止対策が図られると。それから読書の秘密を守るという意味では記帳方式からバーコードで読み取りますので、コンピュータシステムの中ですので、誰が何を読んだかという秘密は守られるということです。

以上のような点で今回システムを導入するということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） 仁木義人君。

○4番（仁木義人君） 4番、仁木です。システムの方はわかりました。具体的にもう一つ内容でちょっと今お答えいただいた中で聞きたかったんですけども、データを一元化することのよって、例えば、町の図書館で訓小にある在庫を調べたり、訓中にあった在庫を調べたりができると思うんですけど、それを図書館にあるパソコンで検索して、町民の方がそれを借りれたりという訳ではなくて、あくまでデータ上でこの本がどこにあるよというだけであって、町民の方が訓中にある、こういう本を借りたいというのが借りれたりすることもできるのかという部分と、あと今どういうシステムかちょっとさっき手書きと言ってましたけども、小学校の子どもたち、中学校の子どもたちが学校図書を借りるときに、これから自分でそれで機械でピッとやって例えば町の図書館のカードがあればそれでピッとやれば中学校の図書室の本も借りれるようになるのかって、すいません、ちょっと細かい質問になっちゃたんですけども、そちらの方お願いします。

○議長（須河 徹君） 図書館長。

○図書館長（山田洋通君） ただいまの質問では、学校システムを入れることのよっての利点の中で、いわゆる実際に本の借り方ということでの質問でした。今ご質問ありましたように、例えば図書館で町民の方が本を探すと。その際に図書館の蔵書は当然検索して借りることができます。今回ですね提案あったのは、合わせて学校の図書館も探せますと。じゃそれをどう町民の方は利用できるのか、借りれるのかということですが、それにつきましては、図書館の方を介在して小学校、中学校に本を用意して、そして図書館から町民の方に提供する。そういうことで今、運用を考えているところです。では、2点目の学校システムの利用の仕方、借り方ということでいきますと、今回提案しているシステムではですね、いわゆる稼働後、セットアップは別として、稼働されますと、日常の運用でいきますと、十分に児童、生徒も自分で借りること、返却手続きと言うのができると。あわせて教師用の指導的なね、使い方ということもできるという切替方式でのシステムを予定しております。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

3番、山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 3番、山田です。2点ほどお聞きします。今、仁木議員から質問があったことの続きなんですけども、本を選ぶというのは、パラパラと表紙を見たりめくったりしてチョイスすることは、すごく多いと思うんですよね、ですからタブレットの画面か何かに本の表紙とか特徴とかが検索できるのかね、書名と著者、ページ数ぐらいが

閲覧できても、ちょっと読書、本好きとしては、ちょっと難しいかなというちょっと心配が今聞いててありました。簡単でお願いします。

それとページで言いますと7ページ、教育費の一番最後の表、体育施設費に顔認証式カメラ体温測定器がスポセンと温水プールに各1台25万3千円が配備されるということでしたけども、結構なことだと思います。この装置が他の施設とのからみはどうなっているのか、現状も含めて、今後の予定も含めて、これも簡単をお願いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 教育費の部分の、まず図書館システムの関係のお話です。先ほどちょっと仁木議員の質問の部分の補足も含めて、ちょっとすいませんさせていただきますが、学校の図書館の本を一般の方が見れるということなんですが、あくまでも将来的ということを押さえていただきたいと思います。なかなか学校の図書館を一般の方がどんどん貸し出すと学校図書館の学校教育上に支障がありますので、その辺は今後の将来的な構想ということでご理解をいただきたいと思います。それから今、山田議員の方から本を直接選ぶ大切さということで、当然、直接図書館という機能でいきますと直接本を選んでめくってそれをということがありますので、そこは基本でございますので、ただ、例えば学校の先生と子どもたちが何か調べ学習をするというときに、なかなか全部見れない時にある程度の本を借りるとかというようなかたちで、こういうシステムを運用していつて授業に役立てるといようなかたちで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 図書館長。

○図書館長（山田洋通君） 質問のありました学校システムの方での本の検索という部分での若干の補足といいますか説明をいたします。この学校システムで入れるシステムの際ですね、いわゆる本のデータというものを何て言うんでしょう、マークと呼ばれるもの、非常に内容が充実した300項目ぐらい、1冊当たり300項目ぐらい入っているデータ項目があるんですけど、それを有料で使用する。町図書館が採用しているものと同じものを使用するというので予定をしております、そのデータの内容でいきますと、今言われたように、本を探すという際にですね、例えば、うさぎの飼育というようなことでいきますと、それを検索をすると、いろんな図鑑やいろんな飼育の本だとか、農業の本とか、そういったのを含めた中で本の中身から探し出して答えを出すという、そういうデータの内容を採用しようと考えていますので、今言われるように学習の際も、そのように大いに活用ができるのではないかなというふうに考えております。

また、2点目の体育施設での検温器のことでございますが、社会教育、社会体育の施設の現状としましては、簡易的なものの検温器を公民館1台、図書館1台、スポーツセンター1台設置しております。ただ、大きなイベントの際にですね、総務課で管理しています、いわゆる顔認証ですとか、大きなモニター型のやつを必要に応じて使用しているという現状ですので、今回、顔認証型をスポーツセンターとプールにそれぞれ1台を設置ということで考えております。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第２７号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第２８号の質疑を行います。議案書８ページ。１人３回まで質疑を行えます。
ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第２８号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第２９号の質疑を行います。議案書１７ページ。１人３回まで質疑を行えます。
ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第２９号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（須河 徹君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和３年第２回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前１１時５８分